

2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報の収集と整理

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は次のとおりである。

【収集する火山に関する情報】

No.	種 類	内 容
1	噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。 「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。
2	噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合に発表する。
3	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
4	火山の状況に関する解説情報	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるなど判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
5	降灰予報	以下の3種類の降灰予報を提供する。 ○降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山※¹に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適

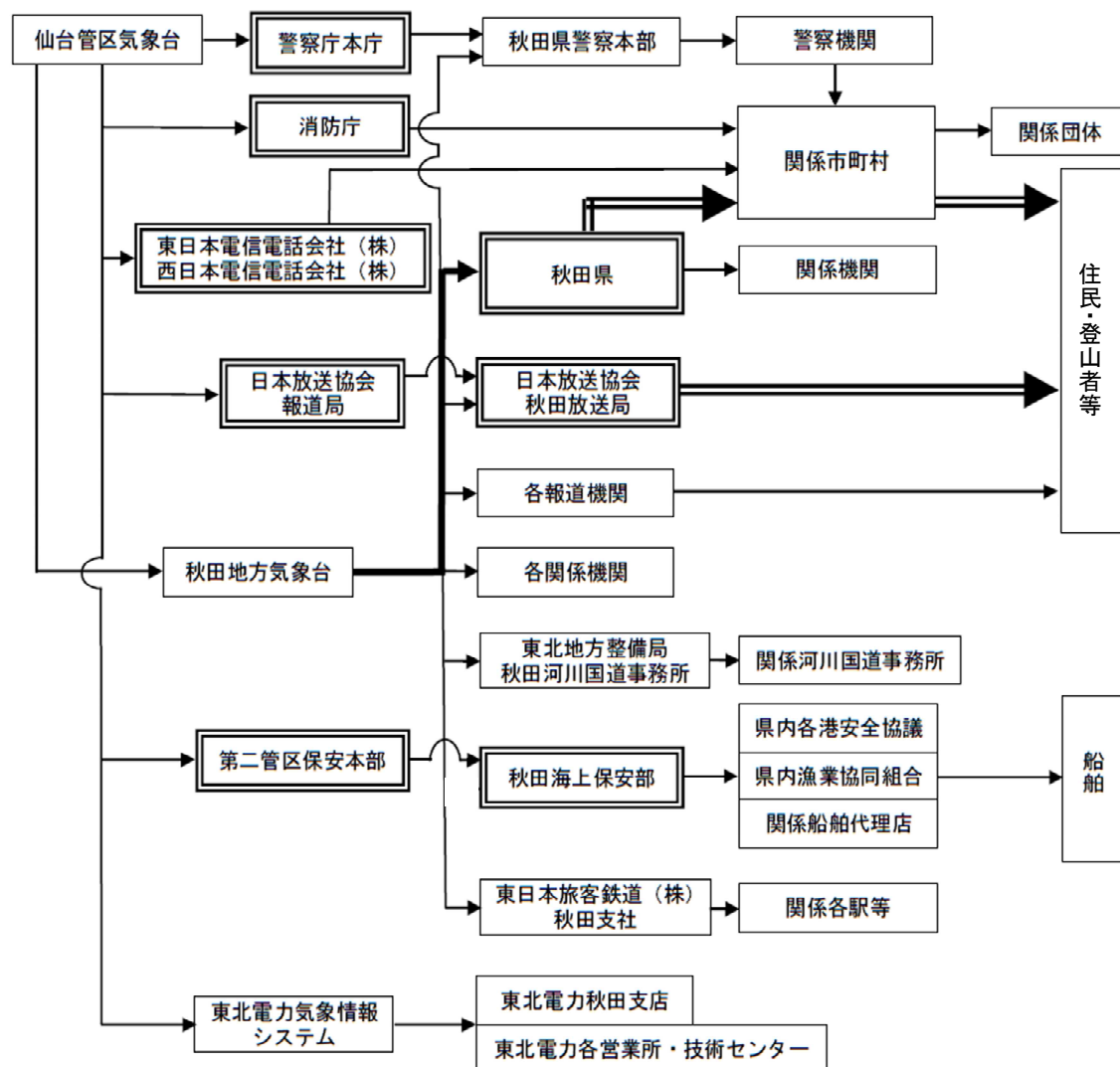
5	降灰予報	なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ○降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。
6	火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。
7	火山現象に関する情報等	噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 ○火山活動解説資料 ・写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 ○月間火山概況 ・前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。 ○噴火に関する火山観測報 ・噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。
8	土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

（２）噴火警報等の情報伝達と共有

噴火警報・予報等の火山に関する情報は仙台管区气象台から発表され、下図の伝達経路で各関係機関へ伝達される。

関係機関は必要に応じて、登山者や住民等に防災行政無線や緊急速報メール、登録制メール、SNS、広報車等の情報伝達手段を用いて登山者や住民等に広報する。また、報道機関に対して、テレビやラジオ等での広報を依頼する。

【噴火警報等の収集・伝達図】



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路

(3) 住民、登山者等への情報伝達と手段

①登山者等への情報伝達と手段

県、各市は、防災行政無線や防災ラジオ、緊急速報メールのほか観光施設のスピーカー、消防防災ヘリコプターにより、火口周辺規制や入山規制の実施、早期下山を呼びかける。また、事前に登山道等における周知看板の設置等を実施することにより、必要な情報を周知する。

【主な伝達手段】

県：消防防災ヘリコプター

鹿角市：防災ラジオや緊急速報メール、登録制メール、避難促進施設の管理者へ電話

仙北市：防災行政無線やラジオ、緊急速報メール、登録制メール、避難促進施設の管理者へ電話

【配信例文】

配信項目	配信例文
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	●月●日●時●分、秋田焼山に「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。小規模な噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね1 kmの範囲と、叫沢上流域は危険です。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。特定地域の温泉施設等は、避難等の準備をしてください。また、高齢者・障害者等の要配慮者の方は避難してください。
噴火警戒レベル3 (入山規制)	●月●日●時●分、秋田焼山に「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね4 kmの範囲と、居住地域近くまでの河川流域は危険です。 登山、入山中の方は、直ちに下山してください。特定地域の温泉施設等は、避難してください。

②住民等への情報伝達と手段

県、各市は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、防災行政無線や防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、広報車等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

【主な伝達手段】

県：HP、SNS、報道機関への情報提供

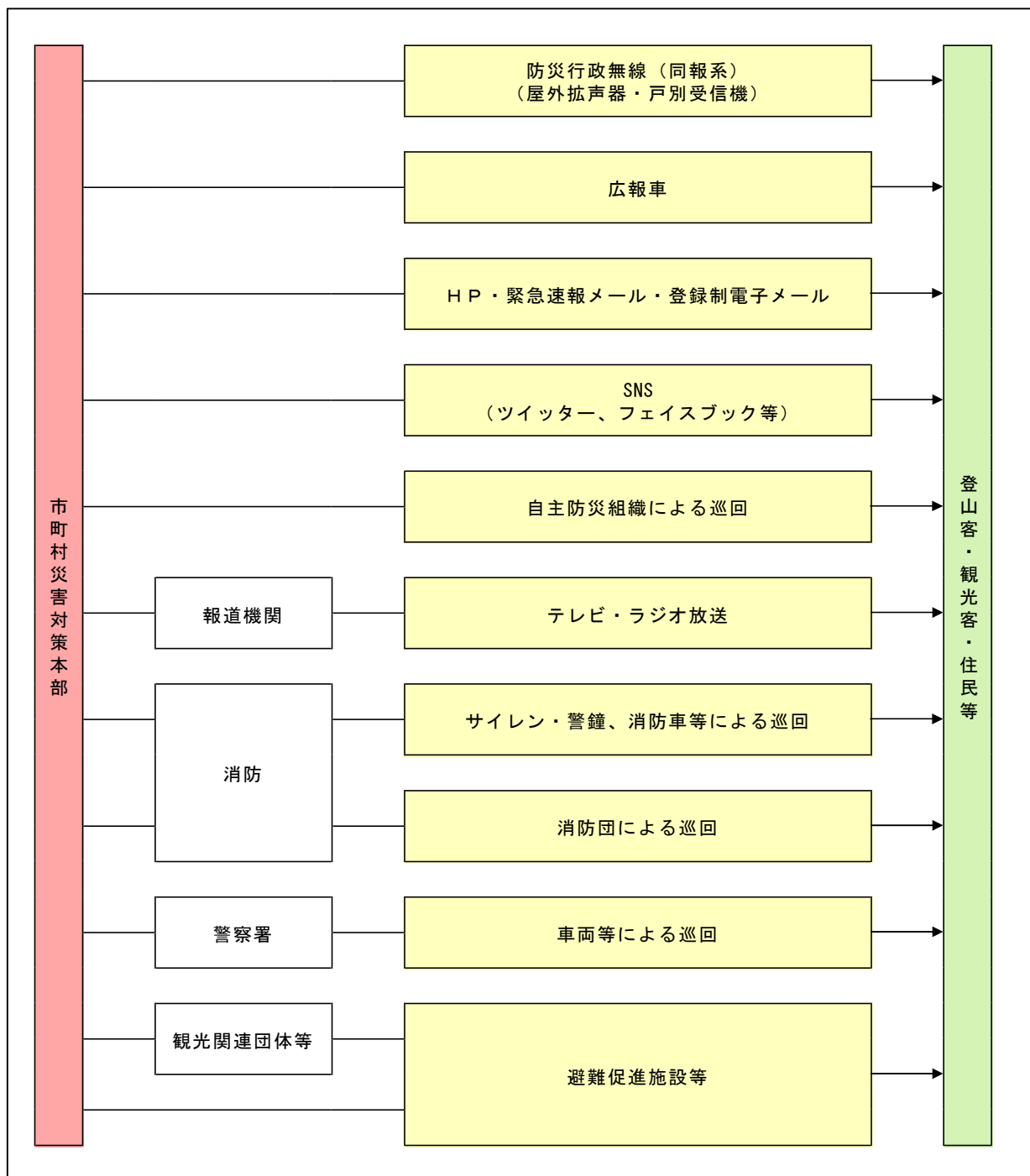
鹿角市：防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、広報車、SNS

仙北市：ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、広報車、SNS

【配信例文】

配信項目	配信例文
噴火警戒レベル4	●月●日●時●分、秋田焼山に「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されました。噴火に伴い火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生する可能性がありますので、火口から概ね4 kmの範囲と、熊沢川流域、渋黒川流域、玉川流域、叫沢流域の居住地域では、避難等の準備をしてください。高齢者・障害者等の要配慮者の方、特定地域の温泉施設等は避難してください。
噴火警戒レベル5	●月●日●時●分、秋田焼山に「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。噴火に伴い火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで流下する恐れがあります。火口から概ね4 kmの範囲と、熊沢川流域、渋黒川流域、玉川流域、叫沢流域の居住地域は直ちに避難してください。

【登山者・住民等への情報伝達系統図】



(4) 異常現象等の報告等

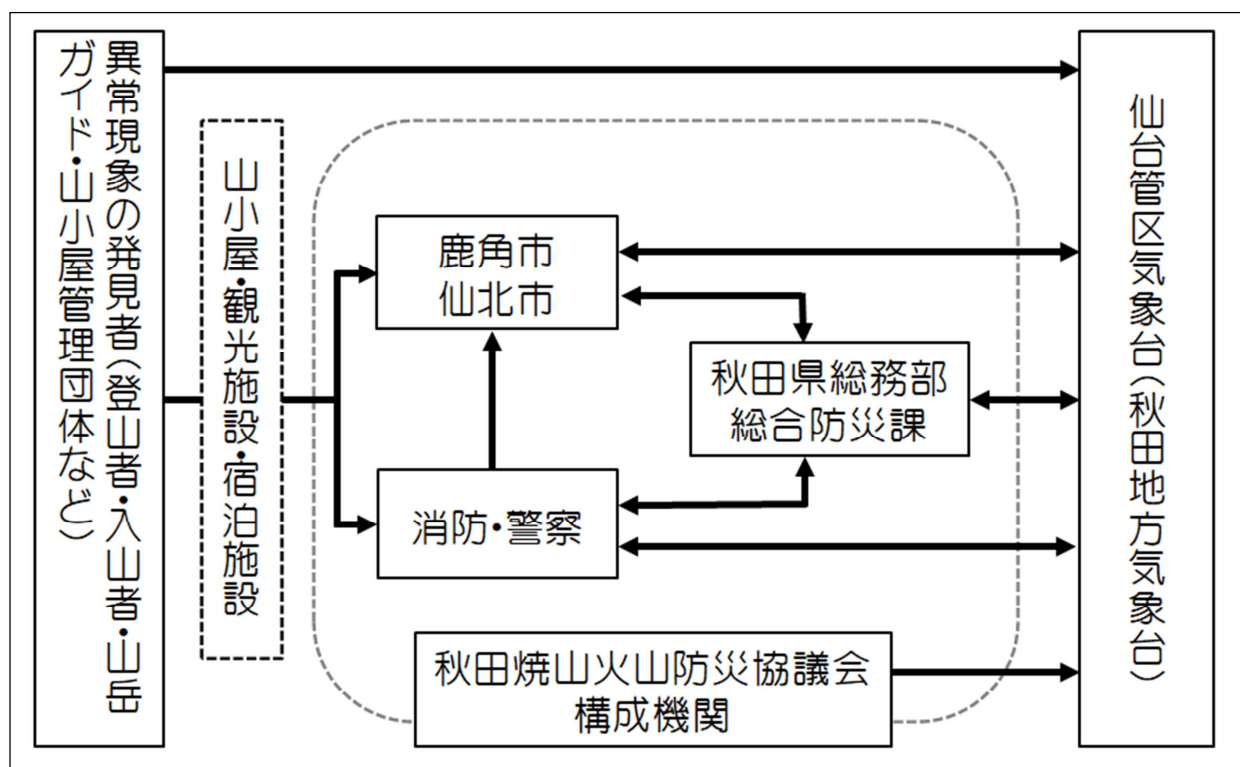
秋田焼山において、火山活動の高まりを示すデータが観測された場合や、噴火後の活動状況によって影響範囲や災害形態が推移していくことが考えられることから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山情報及び異常現象に関する情報等を協議会構成機関に速やかに伝達・共有する。

①通報体制

県、各市、警察等は、住民や登山者及び観光施設等から火山の異常と思われる現象を発見したことの通報を受けた場合、速やかに協議会構成機関と共有を図ることができる体制を確保する。

また、火口近くに位置する観光施設等から現地の情報を収集し、異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡等で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会等を開催し、気象庁や大学・研究機関等と情報共有を図り、今後の対応について協議するものとする。

【通報系統図】



②通報事項

発見者が通報すべき火山の異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民や登山者及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

【火山及び火山周辺における通報すべき異常現象】

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈殿等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存温泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○地震の発生	体を感じる地震・微動の発生、地震の群発
○鳴動の発生	山鳴り

③異常現象の調査と速報

県、各市、消防署職員及び警察官は、通報後、必要に応じて現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

通報を受けた気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

○速報の内容	・発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等） ・発生場所（どの火口で確認されたか） ・発生による影響（住民、登山者、動植物、施設への影響）
--------	--

3 避難のための事前対策

(1) 避難指示等の発令基準

噴火警戒レベルに対応した避難指示等の発令基準は次のとおりである。

【避難指示等の発令基準と範囲】

情報の種類	発令基準	噴火に伴う現象の影響範囲
火口周辺規制	噴火警戒レベル2が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合	●大きな噴石 想定火口域から概ね1kmの範囲 ●火砕流・火砕サージ 想定火口域から概ね1kmの範囲及び叫沢上流域
入山規制	噴火警戒レベル3が発表され、居住地域の近くまで被害を及ぼす噴火が発生することが予想される場合	●大きな噴石 想定火口域から概ね4kmの範囲 ●火砕流・火砕サージ ●融雪型火山泥流 想定火口域から影響が及ぶと予想される河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域
高齢者等避難	①噴火警戒レベル4が発表され、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される場合 ②特定地域において、噴火警戒レベル2や3が発表された場合	●大きな噴石 想定火口域から概ね4kmの範囲 ●火砕流・火砕サージ ●融雪型火山泥流 影響が及ぶ河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 <噴火警戒レベル2発表時の特定地域> 鹿角市：澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ湯温泉 仙北市：大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設 <噴火警戒レベル3発表時の特定地域> 鹿角市：志張温泉
避難指示	①噴火警戒レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合 ②特定地域において、噴火警戒レベル3や4が発表された場合	●大きな噴石 想定火口域から概ね4km ●火砕流・火砕サージ ●融雪型火山泥流 影響が及ぶ河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 <噴火警戒レベル2発表時の特定地域> 鹿角市：澄川地熱発電所⁽¹⁾ <噴火警戒レベル3及び4発表時の特定地域> 鹿角市：澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ湯温泉、志張温泉⁽²⁾ 八幡平中学校⁽³⁾、八幡平小学校⁽³⁾、永田地区⁽³⁾ 仙北市：大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設

※ (1)は降灰を伴う噴火発生時のみ、(2)非積雪期はレベル3、積雪期はレベル4で避難指示、(3)は積雪期のみ

(2) 指定緊急避難場所の指定

市は、火山現象の影響を受けない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。

ただし、秋田焼山では登山口から火口周辺までの間には火山現象の影響を受けない安全な場所はないため、登山者等は直ちに下山、もしくは避難小屋や温泉施設等に緊急退避することとする。

また、居住地域においては、想定される火山現象は主に融雪型火山泥流であるため、被害が予想される地区の住民は川沿いから離れる、垂直避難等の緊急退避を行うこととする。

なお、泥流が発生した場合の指定緊急避難場所は、指定避難所とほぼ同じ場所にあることから、一時的な避難場所としての指定は行わない。

(3) 指定避難所の指定

市は、噴火による影響が比較的少なく、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設を指定避難所として指定するものとする。

なお、秋田焼山において使用を想定している指定避難所は次のとおりである。

【指定避難所一覧】

No	施設名	住所	管理担当 連絡先	避難対象 地域	避難対象 人数	収容人数(人) 〃 (面積)
1	谷内地区 市民センター	鹿角市八幡平字 仲の沖 100	0186-34- 2336	澄川地熱発電所 大沼地熱発電所 大沼温泉 後生掛温泉 大深温泉 蒸ノ湯温泉 志張温泉 八幡平中学校 八幡平小学校 水沢地区 熊沢地区 永田地区 八幡平地区 尾去沢地区 花輪地区	5,883 人	260 人 1,102 m ²
2	交流プラザ (MIT プラザ)	鹿角市花輪 字上花輪 128-1	0186-30- 0500			130 人 1,303 m ²
3	福祉保健 センター	鹿角市花輪 字下花輪 50	0186-30- 0233			210 人 2,143 m ²
4	花輪小学校	鹿角市花輪 字中花輪 88	0186-23- 2007			1,770 人 7,583 m ²
5	花輪中学校	鹿角市花輪 字陣場 125	0186-23- 2257			1,810 人 7,769 m ²
6	花輪高等学校	鹿角市花輪 字明堂長根 12	0186-23- 2166			930 人 4,006 m ²
7	アメニティ パーク	鹿角市花輪 字小坂 8-1	0186-22- 2525			640 人 2,746 m ²
8	記念スポーツ センター	鹿角市花輪 字荒田 4-1	0186-23- 5850			750 人 3,216 m ²
9	交流センター	鹿角市花輪 字荒田 1-1	0186-22- 2611			500 人 2,144 m ²
10	山村開発 センター	鹿角市花輪 字荒田 4-1	0186-22- 2204			300 人 1,303 m ²
11	尾去沢市民 センター	鹿角市尾去沢 字軽井沢 46-5	0186-23- 2553			330 人 1,399 m ²
12	田沢交流 センター	仙北市田沢湖 田沢字大山 7	0187-43- 1351	玉川温泉 新玉川温泉 玉川酸性水中和 処理施設	813 人	579 人 2,742 m ²
13	田沢市民体育館	仙北市田沢湖 田沢字高屋 59	0187-43- 3390			308 人 1,147 m ²

(4) 避難経路の設定

市は、住民、登山者等が安全に避難できるように、迅速かつ安全に避難できる避難対象地域から避難所までの避難経路を指定する。

なお、秋田焼山において使用を想定している火口周辺からの退避経路、避難対象地域から避難所までの経路は次のとおりである。

①火口周辺地域における避難経路

噴火警戒レベル 2 または 3 が発表された場合は、山頂付近にいる登山者等は火口から遠ざかるように退避することを原則とする。

ア 鹿角市側

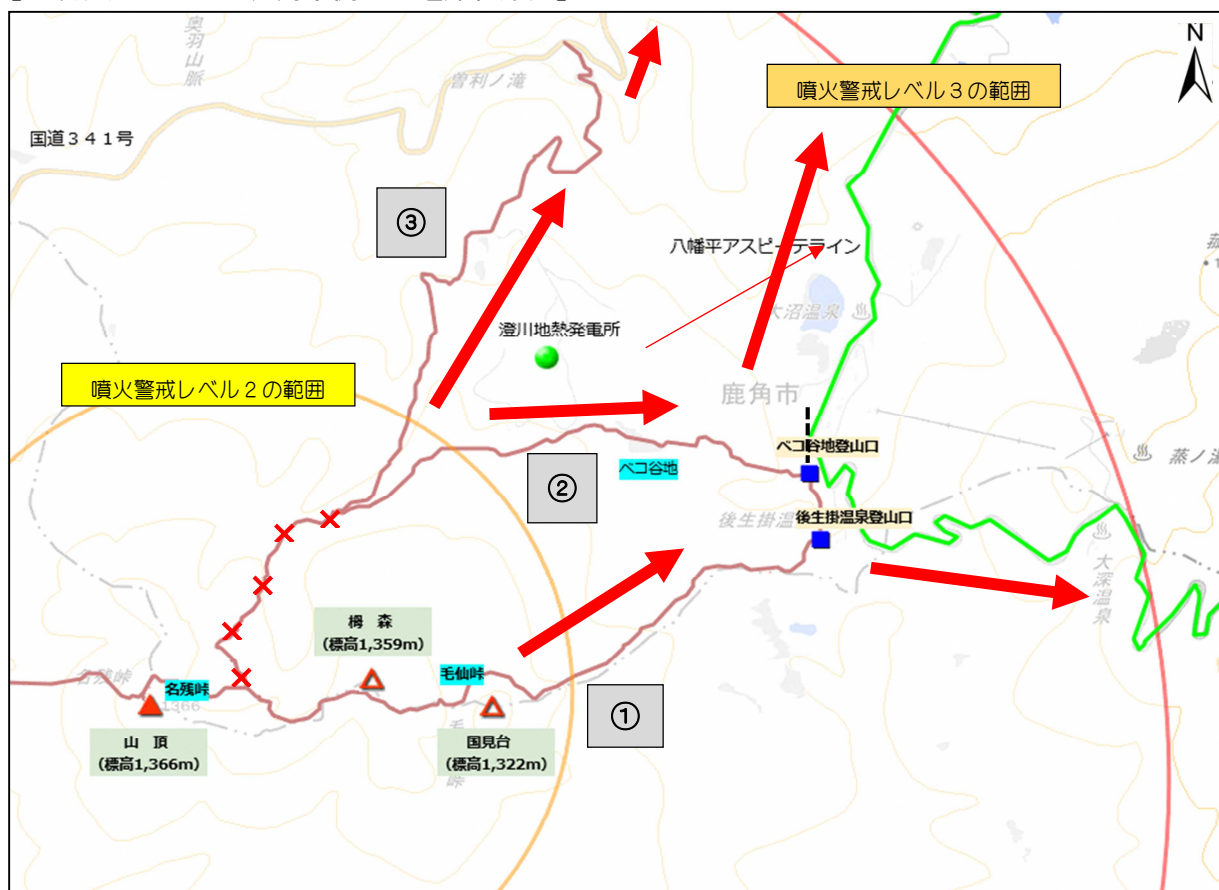
後生掛温泉登山口から山頂までの登山ルート（図中①）にいる登山者は、後生掛温泉登山口まで退避し、八幡平アスピーテラインを通して警戒範囲外へ避難するものとする。

ベコ谷地登山口からの登山ルート（図中②）にいる登山者は、ベコ谷地登山口まで退避し、八幡平アスピーテラインを通して警戒範囲外へ避難するものとする。

なお、山頂から北方面に滞在している登山者は、噴火場所や状況により、正規の登山ルートではないが、澄川地熱発電所入口前からの登山ルート（図中③）を経由して国道 341 号まで退避し、そのまま国道 341 号を鹿角市方面へ移動し、警戒範囲外へ避難する。

山頂付近にいる登山者は、噴火場所や状況から判断して、玉川温泉方向（次頁参照）に避難する。

【山頂付近における鹿角市側への避難経路図】



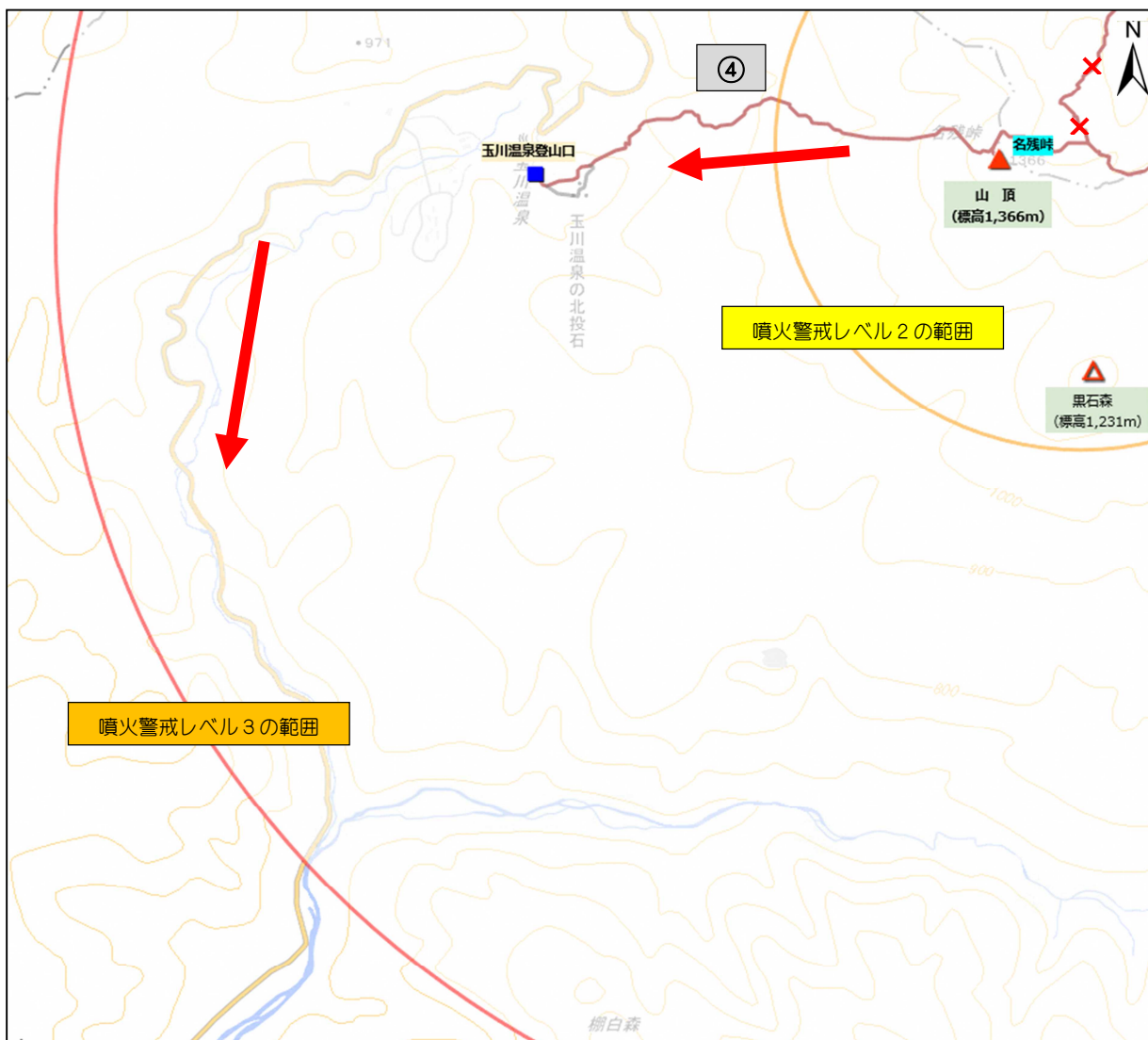
※ 令和4年7月より、山頂からベコ谷地登山口方面の登山道は、火山ガスの影響により規制中（図中の×）

イ 仙北市側

玉川温泉登山口から山頂までの登山ルート(図中④)にいる登山者は、玉川温泉登山口まで退避し、国道 341 号を通過して南下し、警戒範囲外へ避難するものとする(この時、国道 341 号を通過して北上する場合も考えられるが、噴火警戒レベル 3 の警戒範囲から早急に遠くへ避難する必要があることを考慮すると、南下する方が安全であるため)。

ただし、山頂付近においては噴火場所や状況により、後生掛温泉方向（前頁参照）に避難する。

【山頂付近における仙北市側への避難経路図】



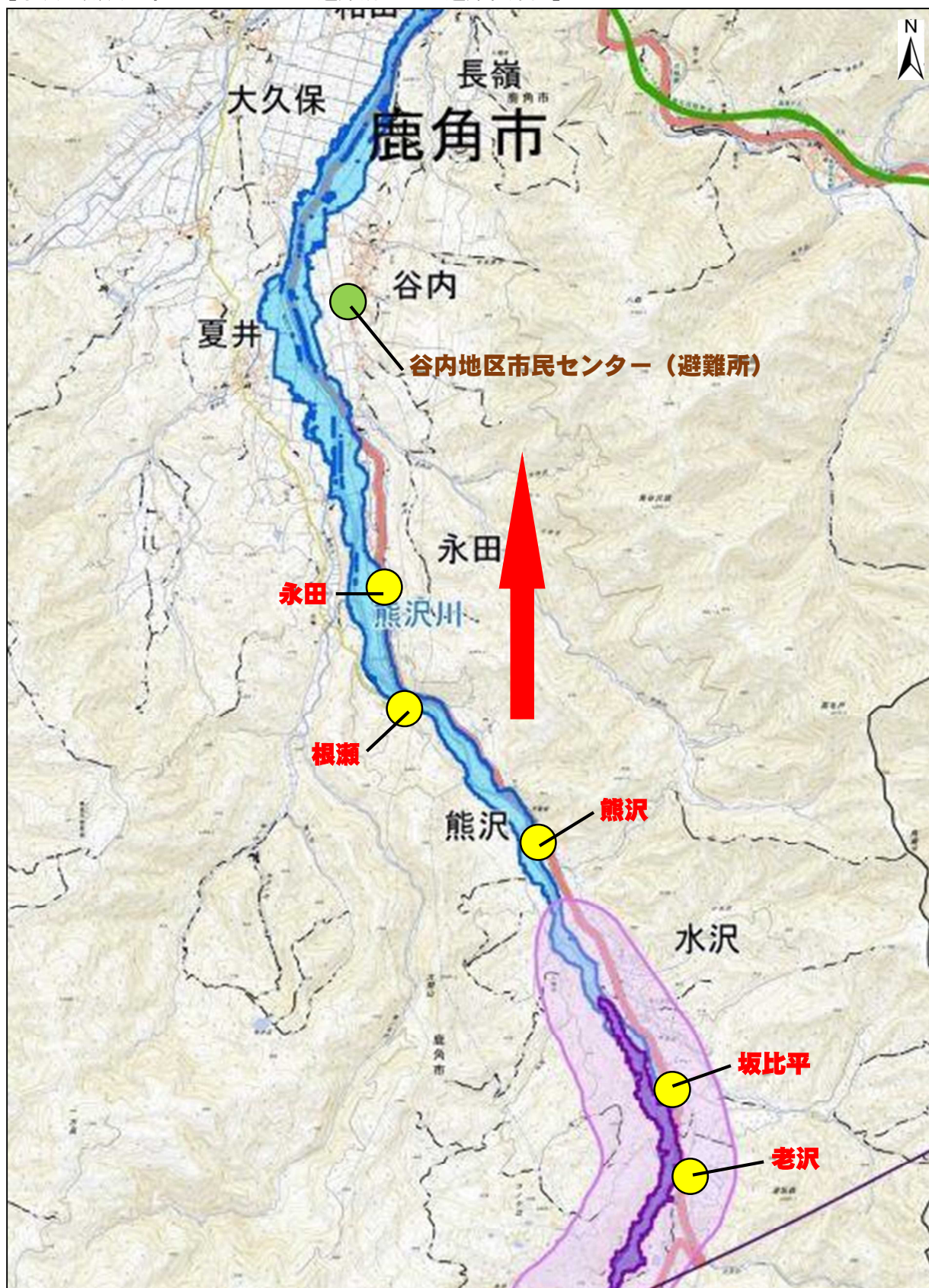
※ 令和4年7月より、山頂からベコ谷地登山口方面の登山道は、火山ガスの影響により規制中(図中の×)

② 居住地域における避難経路

秋田焼山において使用を想定している各指定避難所までの避難経路は次の表のとおりである。
 なお、避難にあたっては、「第 1 章 6 避難の基本的な方針」に沿うこととする。

地区名	避難経路の説明
水沢地区	大規模噴火時の火砕流、融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、住民は国道 341 号を通過、「谷内地区市民センター」まで避難することとする（周辺に避難所となりうる施設がないため）。
熊沢地区	大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、住民は国道 341 号を通過、「谷内地区市民センター」まで避難することとする（周辺に避難所となりうる施設がないため）。 ただし、緊急の場合は、高台など川から遠ざかる方向に避難する。
永田地区	大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、住民は国道 341 号を通過、「谷内地区市民センター」まで避難することとする（周辺に避難所となりうる施設がないため）。 ただし、緊急の場合は、高台など川から遠ざかる方向に避難する。
八幡平地区	大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、熊沢川より右岸側は国道 341 号、国道 282 号を通過して花輪地区の各指定避難所へ避難することとする。 一方、左岸側は県道 191 号、県道 66 号を通過して、「尾去沢市民センター」へ避難することとする。 ただし、緊急の場合は、高台など川から遠ざかる方向に避難する。
尾去沢地区	大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、県道 66 号を通過して「尾去沢市民センター」へ避難することとする。 ただし、緊急の場合は、高台など川から遠ざかる方向に避難する。
花輪地区	大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲内にあるため、川から離れる方向に避難することを基本とし、付近の各指定避難所に避難することとする。 ただし、緊急の場合は、高台など川から遠ざかる方向に避難する。

【水沢・熊沢・永田地区における避難所までの避難経路図】



【八幡平地区における避難所までの避難経路図】



【尾去沢・花輪地区における避難所までの避難経路図】



(5) 避難手段の確保

住民、登山者等は噴火時等の避難において、徒歩や自家用車など、各自の手段で行うことを基本とする。

各市は、移動手段のない人の避難、多数の避難者の円滑な避難を行う場合に備えて、必要な輸送手段を確保するとともに、必要に応じて、県に対して車両、航空機などによる移送を要請する。

県は各市からの要請で移送の必要を認めたときは、自衛隊のヘリコプターや民間のバス会社に避難者の移送を要請する。

火口周辺にいる登山者等を警戒範囲外へ避難させるために、バス等を所有している関係機関は、レベルごとの下山者救護地点にバス等を手配する。

なお、山頂付近における温泉施設は所有しているバス等により、宿泊客や付近の登山者等を避難させる。

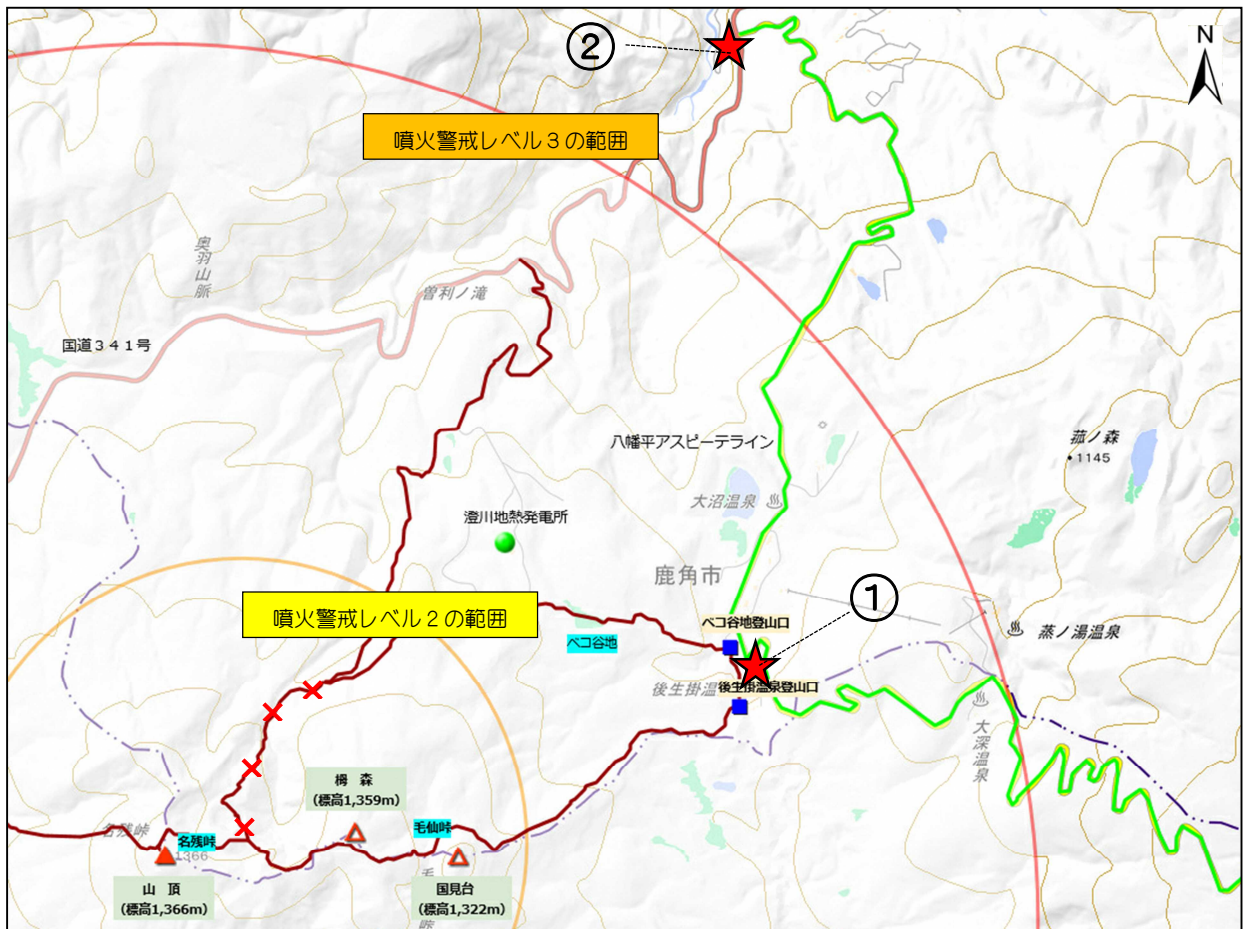
【住民・登山者等の輸送手段（鹿角市）】

所管 (会社)	所在地	連絡先	保有 台数	輸送 能力	備考（対象等）
鹿角市役所	鹿角市花輪字荒田 4-1	0186-30-1111	1 台	40 名	観光客／登山者／宿泊者
秋北バス（株）	鹿角市花輪上中島 1 1 4	0186-23-2183	3 台	165 名	観光客／登山者／宿泊者
後生掛温泉	八幡平字熊沢国有林内	0186-31-2221	2 台	56 名	観光客／登山者／宿泊者
八幡平高原 ホテル	八幡平字熊沢国有林内	0186-31-2011	1 台	28 名	観光客／登山者／宿泊者

【住民・登山者等の輸送手段（仙北市）】

所管（会社）	所在地	連絡先	保有 台数	輸送 能力	備考（対象等）
仙北市役所	田沢湖生保内字宮ノ後 30	0187-43-1115	3 台	150 名	観光客／登山者／宿泊者
ロイヤル観光（株）	田沢湖生保内字十里木 97-1	0187-43-0101	3 台	150 名	観光客／登山者／宿泊者
羽後交通（株）	田沢湖生保内字水尻 38-1	0187-43-1511	13 台	650 名	観光客／登山者／宿泊者
玉川温泉	田沢湖玉川渋黒沢	0187-58-3000			観光客／登山者／宿泊者
新玉川温泉	田沢湖玉川渋黒沢	0187-58-3100			観光客／登山者／宿泊者
大深温泉	田沢湖玉川	0186-31-2551			観光客／登山者／宿泊者

【噴火警戒レベル2・3における下山者救護地点（鹿角市側）】

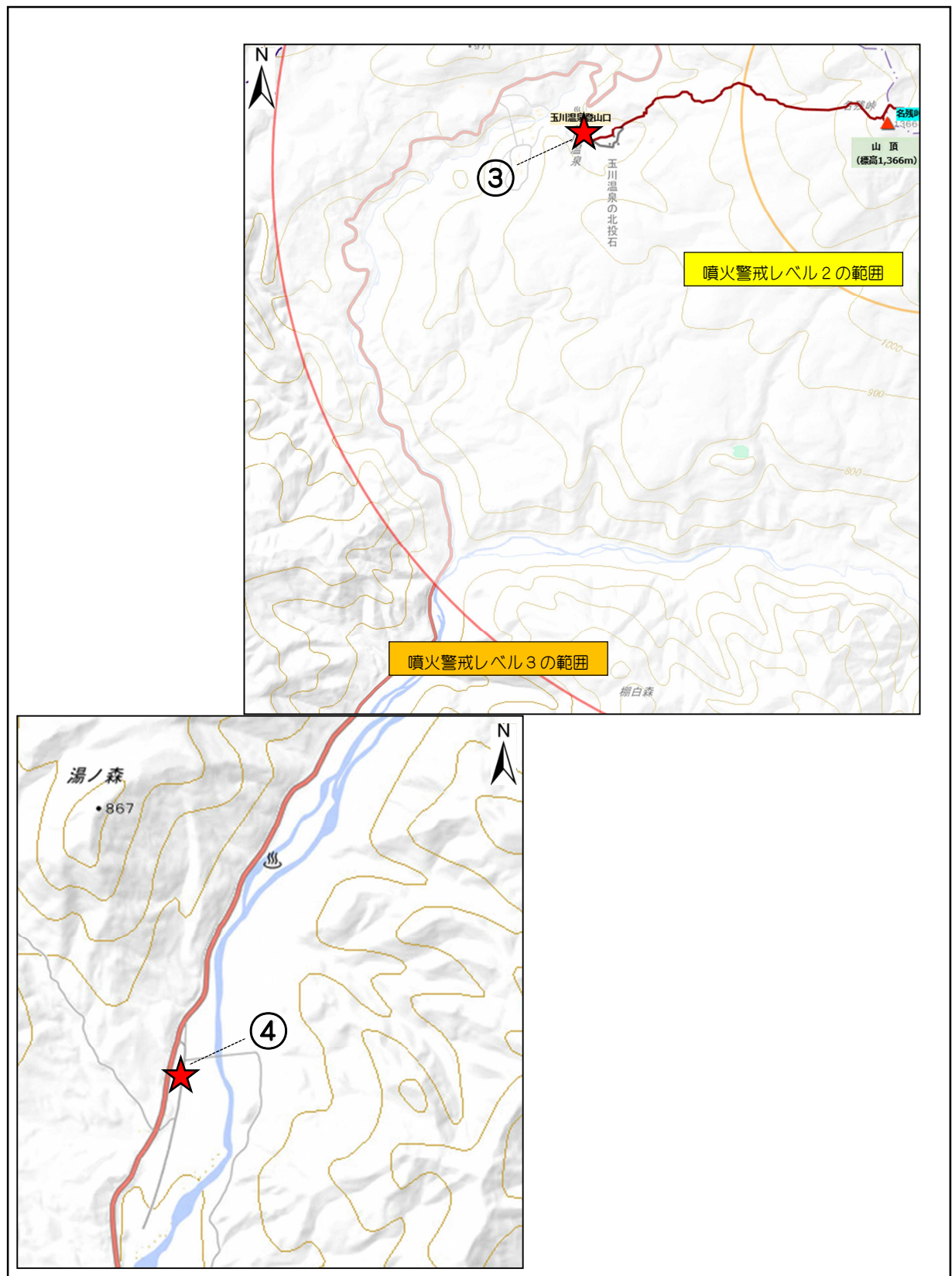


※ 令和4年7月より、山頂からベコ谷地登山口方面の登山道は、火山ガスの影響により規制中（図中の×）

①後生掛自然研究路入口（駐車場）：噴火警戒レベル2 発表時

②国道 341 号（八幡平アスピーテラインとの交差点）：噴火警戒レベル3 発表時

【噴火警戒レベル 2・3 における下山者救護地点（仙北市側）】



③玉川温泉登山口：噴火警戒レベル 2 発表時

④国道 341 号の長者の館前：噴火警戒レベル 3 発表時

4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

県、各市、警察、消防等は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

【救助関係機関とその役割】

関係機関	役 割
秋田県	●被害状況に応じて、現地対策本部を被災地に設置し、災害情報の収集や各市等の関係機関との連絡調整などを行う。 ●必要に応じて協議会等を開催し、火山専門家・気象台等の意見を踏まえ、救助機関の活動基準の設定について助言を行う。 ●市からの要請に基づき、自衛隊に災害派遣要請を行う。 ●消防防災ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。
鹿角市 仙北市	●登山届や避難対象地域における住民、要配慮者の情報等を関係機関に共有する。 ●地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、または噴火の可能性が高まっている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊法第 83 条第 1 項に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う。
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	●登山届による登山者等の情報を関係機関に共有する。 ●登山者や住民等の救助活動を行う。 ●県警ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。 ●現場の状況を関係機関に共有する。
鹿角広域行政組合消防本部 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	●登山者や住民等の救急・救助活動を行う。 ●現場の状況を関係機関に共有する。
自衛隊	●知事からの災害派遣要請を受け、救助活動を行う。

(2) 救助に関する資機材等

警察、消防、自衛隊は、救助活動等に必要となる救助資機材等の確保・整備に努める。

県は、各機関が所有する資機材について、定期的に種類・数量について把握するものとする。

【救助資機材一覧】

資機材名	
火山性ガス検知器	バックパック
防毒マスク	ドローン（無人ヘリ）
軽量救助担架	ヘルメット
スコップ（大・小）	ゴーグル
ゾンデ棒（プローブ）	デジタル温度計
スパッツ（ゲイター）／ストック	

(3) 医療体制（災害拠点病院）

秋田焼山における負傷者の治療が可能な災害拠点病院は次のとおりである。

また、負傷者の搬送は、ヘリコプター等により行うこととし、ヘリコプターの飛行場外離着陸場を示すこととする。

【災害拠点病院一覧】

No.	医療機関名	所在地	備 考
1	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼 44-2	基幹災害医療センター
2	かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑 18 番地	地域災害医療センター
3	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬 3 番地	地域災害医療センター

【ヘリポート一覧（鹿角市）】

No.	名 称	所 在 地	地 点	備 考
1	熊取開拓地	十和田大湯字熊取平地内	N:40° 22' 19" E:140° 55' 52"	
2	黒森山自然公園	十和田大湯字上内野地内	N:40° 18' 18" E:140° 49' 46"	
3	かづの厚生病院 ヘリポート	花輪字向畑 18	N:40° 13' 9" E:140° 47' 03"	
4	鹿角市総合運動公園	鹿角市花輪百合沢地内	N:40° 11' 12" E:140° 49' 18"	
5	秋田八幡平スキー場	八幡平字熊沢国有林地内	N:39° 58' 40" E:140° 48' 03"	

【ヘリポート一覧（仙北市）】

No.	名 称	所 在 地	地 点	備 考
1	生保内中学校 グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野 105-1	N:39° 42' 10" E:140° 43' 42"	
2	田和湖スキー場 かもしか駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳地 内	N:39° 46' 03" E:140° 39' 58"	
4	玉川発電事務所 グラウンド	田沢湖田沢字蟹沢口	N:39° 46' 24" E:140° 39' 158"	
5	田沢湖高原駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳	N:39° 46' 37" E:140° 45' 44"	
6	たつこ茶屋前駐車場	田沢湖湯字中山 40	N:39° 41' 55" E:140° 39' 47"	
7	玉川ダム下流公園	田沢湖玉川字下水無	N:39° 49' 35" E:140° 38' 38"	
8	市立桧木内小学校 グラウンド	西木町桧木内字高屋敷 110	N:39° 44' 27" E:140° 35' 27"	
9	大地田農村公園	西木町上桧木内字大地田 3-1	N:39° 48' 52" E:140° 35' 00"	

5 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

各市は、火口からの距離等施設の位置や影響する火山現象、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置づける。避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議するものとする。

協議会は、市が避難促進施設として指定するための「避難促進施設の指定のための基準・条件」を作成するものとする。

各市の避難促進施設は、市からの避難情報や避難確保計画に従って、利用者等への避難情報の周知、避難誘導を行うものとする。

【避難促進施設と指定すべき施設の考え方】

●噴火等の発生により火山現象の影響を受ける施設

突発的な噴火が発生した場合、市からの避難指示等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、各施設においては自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要があるため。

●利用者が多い大規模な施設

マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、居住地域に位置する施設のうち、特に利用者数が多い大規模な施設では、避難にあたり混乱が生じることのないよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要と

(2) 避難確保計画作成の支援

避難促進施設として指定された施設は、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、市町村長に報告する必要がある。

そのため、各市は、避難促進施設における「避難確保計画」作成において、協議会による避難計画や市の地域防災計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

6 合同会議等

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、下表の現地の体制をとる。また、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議または火山災害対策合同会議（以下、「合同会議」）を開催する。

協議会の構成機関は、合同会議に参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

【国の体制】

警 報	噴火警戒 レベル	現地の体制等 (●体制、○開催会議)	官邸等の体制
噴火警報 (特別警報)	レベル 5	●緊急（非常・特定）災害現地対策本部 ○火山災害警戒合同会議又は 火山災害対策合同会議	●緊急（非常・特定）災害対策本部
	レベル 4		
火口周辺警報	レベル 3	●火山災害現地連絡室	●関係省庁災害警戒会議

合同会議の開催場所は、次のような条件を踏まえ、候補地を定めておく。ただし、秋田焼山は、官庁舎が立地されている地域から離れているため、必ずしも全ての条件に一致するわけではない。

【開催場所の条件】

- ・火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- ・施設までのアクセスの良さ
- ・情報通信設備
- ・山の眺望が可能なところ

【開催場所の候補一覧】

施設名	所在地	備 考
鹿角地域振興局	花輪六月田 1	第 1 候補
鹿角市役所	花輪字荒田 4 番地 1	第 2 候補
鹿角広域行政組合消防本部	花輪字向畑 100-2	第 3 候補
仙北市役所田沢湖庁舎	仙北市田沢湖生保内宮ノ後 30	第 4 候補